

国立大学法人福井大学「学生の学びのための教育内部質保証」に関する基本方針

令和2年2月19日
役員会決定
直近改定 令和5年7月19日

1. 基本方針制定の趣旨

国立大学法人福井大学（以下「本学」という）は、教育活動の質や学生の学修成果の水準等を継続的に保証し、その改善を図るため、教育の内部質保証に関する基本方針を定める。

2. 教育の内部質保証の基本的な考え方

本学では、理念に掲げた人材育成に向けた「学生の学びのための教育内部質保証」を実施する。基盤となる責任体制を全学及び学部・研究科等の組織において整備するとともに、組織間の連携のもと、各種の自己点検・評価、外部評価、第三者評価を実施し、その評価結果を教育の改善・向上に活用する。また、それらの取組を検証し、教育内部質保証システムの適切性の確保に努める。

3. 教育の内部質保証の責任と体制

教育の内部質保証の最高責任者は学長とする。福井大学内部質保証規程第6条に基づいて設置する教育内部質保証委員会が教育内部質保証を実質的に所掌し、その長を教育内部質保証の実質的な全学責任者とする。

(1) 全学組織

① 教育内部質保証委員会

全学教育改革推進機構の中に設置し、機構長を委員長とする。学部・研究科等における教育内部質保証体制並びに学内関連委員会と連携を図るとともに、教育活動に係る内部質保証について全学内部質保証委員会より付託される事項を担当する。

② 関連する全学委員会等

高等教育推進センター、教育改革推進機構長補佐会議等は、教育内部質保証委員会と連携し、学修環境・学生支援の点検・評価、教職員の能力開発に係る支援、全学的な教育活動に係る方策等の企画・策定など、教育の内部質保証に係る具体的な取組を実施する。

(2) 学部・研究科等

学部・研究科等における教育の内部質保証に関する責任者はそれぞれの学部・研究科等の長とし、その特性・目的等に合わせ、教育内部質保証関連委員会等の設置など適切な教育内部質保証体制を整備し、教育課程の点検・評価・改善など教育の内部質保証に係る取組を実施する。

なお、それぞれの教育内部質保証体制の適切性等について、適宜、教育内部質保証委員会による検証を受けるものとする。

4. 教育内部質保証に係る主な取組み

全学及び学部・研究科等は、教育内部質保証に係る主な取組みとして以下を行う。

- (1) 学部・研究科等は、「部局等自己点検・評価及び外部評価」の中で教育活動に係る自己点検・評価を行う。これに加え、「教育課程の自己点検・評価」として、学生の受入も含め教育課程の基本的な事項を確認するためのモニタリング及び教育課程の質の継続的な改善・向上を図るためのプログラム・レビューを行う。
- (2) 学部・研究科等は、必要に応じ分野別第三者評価を受審する。
- (3) 全学は、「全学テーマ別自己点検・評価」として、学生の学修のための施設・設備や資源等の学修環境、学生支援の状況について定期的に自己点検・評価を行う。
- (4) 全学は、機関別認証評価の基準等の観点から教育活動に係る自己点検・評価を行う。また、中期目標・中期計画の進捗状況の観点から、関連する教育活動の状況について自己点検・評価を行う。
- (5) 全学及び学部・研究科等は、学生受入方針、学位授与方針、教育課程方針の適切性の検証、及び学生の学修成果の達成状況が学位に相応しい水準にあることの検証を行う。
- (6) 全学は、学部・研究科等が教育課程の重要な見直しなどを図る際、その適切性を検証する。
- (7) 全学及び学部・研究科等は、以上の結果に基づき、教職員の能力向上に資するための方策を継続的に実施する。

5. 自己点検・評価等に基づく改善・向上

福井大学内部質保証規程、福井大学全学自己点検・評価実施要項、福井大学部局等自己点検・評価及び外部評価実施要項等の規定に基づき、全学及び学部・研究科等は、自己点検・評価等の結果を踏まえた教育の改善・向上に取り組む。モニタリング、プログラム・レビュー、全学テーマ別自己点検・評価についても、その結果に基づき改善・向上を図る。

6. ステークホルダーからの意見の活用

教育活動に対する在学生・卒業生、地域・就職先等のステークホルダーからの意見を取り入れるため、教育内部質保証委員会は、様々な意見聴取を学部・研究科等と連携して継続的・組織的に実施し、その結果を教育内部質保証に活用する。

7. 教育の内部質保証に関する基本方針の見直し

本基本方針は、一定期間経過後、教育内部質保証の有効性等を確認のうえ、必要に応じて見直すものとする。